

[特]

### 特許制度とは

特許制度について、なんとなくはご存知の方が多いとは思いますが、実際に特許を受けてみたいと思っておられる方々に参考にしていただけるよう、特許制度の基本的な考え方についてご説明しましょう。

特許制度とは、**産業上利用できる発明**を完成して**最初に特許出願をした人**にその発明を**独占的に実施する権利**が与えられる、という制度です。発明とはこれまでにない新しいものであれば、「物」でも「方法」でもかまいません。特許制度の目的を理解すると、特許制度というものが分かりやすくなります。

日本の特許制度は、**産業の発展**を目的とした制度です。例えば、今まで断面が丸い鉛筆しかなかったとして、Aさんが時間とお金を注ぎ込んで断面が六角形の鉛筆を発明して事業を始めたとしましょう。断面が六角形だと机の上で転がらなくて便利です。ところが、Aさんが製造・販売を始めた六角形鉛筆とそっくりなものを、他人のBさんが無断で製造・販売を始められるとすると、苦勞して六角形鉛筆を発明したAさんの事業は成り立たなくなるでしょう。なにしろ、BさんはAさんの発明を真似ただけで、時間もお金も使わずに事業をできるのですから。このような状況を放置すると、想像力のあるAさんのような人がやる気を失ってしまい、産業にとってマイナスです。そこで、**新しい便利な発明を完成させた人に、その発明を独占的に実施する機会を一定期間与えることでやる気を起こさせ、産業の発展を図ろう**、というものが特許制度なのです。

また、同時に特許制度は新しい発明を社会に公開する働きもあります。先の例では、Aさんが六角形鉛筆について特許を取得すると必ずその内容が特許庁から公開されます。この内容を見ることで、他の人は同じ物を発明するために無駄な苦勞をしなくて済みます。また、公開されたAさんの発明からヒントを得て、さらに便利な物を発明する人が現れるかもしれません。そうすれば、ますます産業は発展するでしょう。このように、特許制度は、**発明の技術的内容を広く社会に公開して更なる発明の基礎にしよう**、ということも狙っている制度です。

以上を理解していれば、これから説明する特許制度の基本原則もすんなりと理解していただけることでしょう。

#### (1) 今までに無い新しい発明のみに特許が認められる (新規性)

既に社会に存在するものを突然誰かに独占させることは社会に混乱を招くだけで産業の発展に役に立ちませんから、今までに無かった新しい発明のみに特許が認められるのは当たり前のことです。注意点は、せっかく新しい発明をしてもその内容が公知になると「今までに無い」状態で無くなってしまい、特許が受けられなくなることです。ですから、発明の内容は特許出願が完了するまで十分注意して秘密にしておかなければなりません。万一発明の内容を発表してしまった場合などは大急ぎで弁理士に相談してください。例外的に救済が受けられる場合があります。

#### (2) 簡単には思いつかないような発明のみに特許が認められる (進歩性)

誰でも簡単に思いつくような発明に特許を与えても、その内容が公開されても誰の役にも立ちません。それどころか、特許発明は特許権者以外の者は実施できないのですから、むしろ産業の発展にとってマイナスです。ですから、誰でも簡単に思いつく程度の発明には特許が認められません。とはいうものの、どの程度が「簡単には思いつかない」というのは非常に難しい問題です。この点も、弁理士に相談してみると良いでしょう。

### (3) 最初に特許出願をした人に特許が認められる (先願主義)

日本では同じ発明については最初に特許出願をした人に特許が認められ、2番目以降の人は特許が認められません。最初に発明した人ではないのです。これは、最初に出願したことは簡単に分かりますが、最初に発明したことを証明することはとても難しいからです。また特許出願は発明を社会に公開する役割もありますから、最初に発明を社会に公開しようとした者が産業の発展に役立つ、と考えられているという理由もあります。ありていに言えば「早い者勝ち」の制度ですから、発明をしたら早く特許出願する必要があります。

### (4) 特許を受けるには審査を受けなければならない

特許出願をしても、特許庁の審査官にその出願を審査してもらわなければ特許を受けることはできません。つまり、特許庁の審査官にその出願が先の(1)～(3)に合致しているかどうかを審査してもらってこれを通ったものだけが特許を受けることができます。(1)～(3)の要件を客観的に判断するためにこのような制度になっているのです。

### (5) 他人の特許発明を実施することは違法行為である

特許を有している人は、その特許に係る発明を独占的に実施する権利を与えられています。この発明を第三者が実施することはいわゆる特許侵害というもので、もちろん違法行為です。この場合、特許権者は侵害者に差止めや損害賠償請求をすることができますし、刑事的にも罰則があります。このようにして、特許権者を保護するわけです。なお、特許権者は自分で特許発明を実施するだけでなく、他人にその特許を販売したり、あるいは他人に特許発明の実施を認める代わりに対価の支払いを受けたりすることができます。

### (6) 個人的・家庭的に特許発明を実施することは違法行為ではない

特許制度はあくまでも産業の発展の為の制度です。特許発明を個人的に、あるいは家庭内で実施したとしても、産業の発展の妨げにはならないでしょうし、特許権者がやる気を失ってしまうことも少ないでしょう。このような理由から、特許発明といえど、個人的・家庭的な実施は違法行為とはされていません。

### (7) 特許は一定期間で消滅する

日本では、特許は出願の日から20年間で消滅します。一つの発明をあまりにも長期間独占させることは産業の発展の妨げになると考えられているからです。特許が消滅した後は、誰でも自由にその特許に係る発明を実施することができます。なお、特許は他の理由でも消滅することがあります。例えば、特許登録後は毎年特許料を特許庁に納めなければならないのですが、

これを納めない場合には特許は消滅してしまいます。これは、特許権者にとって不要になった特許にはわざわざ特許料を払わないでしょうから、このような特許はさっさと消滅することになり、誰でもこの特許発明を実施できるようになって産業が発展すると考えられているからです。

以上、特許制度のもっとも基本的な内容を説明しました。特許権とは、これを侵害した人に対して差止め請求できたり損害賠償を請求できたりするのみならず、侵害者は刑事処分を受けることになるなど、非常に強力な権利です。それゆえ、特許出願の手続きや要件は厳格で、産業財産権法等の専門知識が無ければ難しい面もあります。良い発明を完成され、特許出願してみようとお考えなら、少なくとも一度は弁理士に相談されることをお勧めします。

2003年3月25日

著者 弁理士 神谷 岳

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gkami/kamipat/>  
<mailto:kamipat@xqe.biglobe.ne.jp>